

市立高等学校教諭の体罰、不適切な発言で戒告処分とした事案について

標題の件につきまして、下記市立高等学校教諭を戒告処分としましたので、報告します。

記

1 加害教員

所 属	一条高等学校
職 名	教諭
性 別	男性
年 齢	28歳
処分年月日	平成30年10月1日
処分内容	戒告

2 事案の概要

- 平成29年11月11日、野球部の練習試合終了後、話を真剣に聞く態度を育てるためと言って、全員に20分ほど正座をさせた。立ち上がろうとした1人の生徒がよろめき倒れ、足首の靭帯を損傷した。
- 平成30年5月17日授業中、質問に答えられなかった生徒に、罰ゲームとして洗濯ばさみを生徒自身の耳にはさませた。
- 同年7月31日、野球部の試合後のミーティングにおいて生徒に対し、「お前は、このまま人生そうやって言い訳し続けて死ね。」と発言した。また、「学校をやめろ。」とも発言した。

3 事案の対応

- 平成30年8月9日 一条高等学校から報告書が市教育委員会に提出
- 同年9月10日まで 市教育委員会による事情聴取
- 同年9月11日 奈良市教職員分限懲戒審査委員会に諮問
- 同年9月14日 奈良市教職員分限懲戒審査委員会で審査
- 同年9月28日 奈良市教職員分限懲戒審査委員会の答申を受けて、定例教育委員会で処分決定
- 同年10月1日 処分発令
- 同年10月22日 校長会で学校長へ綱紀の肅正を通達